

広島県告示第 508 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 22 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号 日新製鋼株式会社 代表取締役社長 鈴木 英男
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県呉市昭和町 11 番 1 号 日新製鋼株式会社 呉製鉄所

2 申請の内容

71 自動式車両洗淨施設 1 基を廃止し、1 基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 廃止

種 類	71 自動式車両洗淨施設 (No. 36 給油所自動洗車機)
-----	-----------------------------------

(その 2) 新設

種 類	71 自動式車両洗淨施設 (No. 36 給油所自動洗車機)	
能 力 (1 日 当 たり)	車両 40 台を洗淨	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 1 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		11時間断続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6.5~8.0	6.0~8.5
		化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	40	70
		浮遊物質		40	80
		窒素含有量		60	120
		リン含有量		8	16
		油分		40	65
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			6	6	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排水水の汚染状況

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年5月22日から平成20年6月12日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課、広島県呉地域事務所厚生環境局環境管理課及び呉市環境部環境管理課